

平成20年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年11月10日（月）15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階1113会議室
- 3 出席者 岩村委員長，中原副委員長  
井上，大塚，角田，川島，木村，工藤，白井，瀧田，中司，西村，野坂，  
六車，吉川の各委員  
（機構側出席者）  
木村機構長，濱中准教授，宮崎准教授，森准教授  
後藤管理部長，佐藤総務課長，小代学位審査課長
- 4 平成20年度学位審査会（第2回）議事要旨について  
確定版として配付された。
- 5 議 事
  - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学位取得者数について  
学位審査課長から，資料2に基づき，平成20年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位取得者数等について報告があった。
  - (2) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について  
学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，平成20年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。  
この審査の付託を受け，平成20年度10月期の学士の学位授与の申請について，修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査及び試験が付託された。
  - (3) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について  
学位審査課長から，資料4-1及び4-2に基づき，平成20年9月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した18人に係る博士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，博士の学位授与の可否について審査が付託された。  
この審査の付託を受け，平成20年9月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申請について，論文の審査及び試験を担当する専門委員会・部会として医学・薬学専門委員会医学部会が指定され，同部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(4) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料5-1及び5-2に基づき、前回8月の学位審査会において判定を保留された防衛大学校理工学研究科前期課程修了者1人及び職業能力開発総合大学校研究課程修了者1人の合計2人に対する論文の審査及び試験（口頭試問）の判定案について説明の後、学位審査研究部長から、審査の経緯等について報告があった。これらの説明、報告の後、修士の学位授与について、2人が「合格」と判定された。

(5) 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6-1、6-2及び6-3に基づき、平成21年3月の認定課程修了見込者のうち、職業能力開発総合大学校研究課程から22人、独立行政法人水産大学校水産学研究科から5人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科から5人の合計32人から、課程修了年度における修士の学位授与申請予定の申出があった旨の説明があり、審議の結果、12月19日までに申請があった場合には、1月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された。

(6) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料7に基づき、平成20年9月に独立行政法人水産大学校本科を修了した1人からの学士の学位授与の申請状況について説明の後、機構長から学位審査会に、学士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、学士の学位授与の可否について審査が行われ、「合格」と判定された。

(7) 短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の審査について

学位審査課長から、資料8に基づき、平成20年9月に受け付けた短期大学及び高等専門学校の専攻科6校6専攻からの認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(8) 短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の再審査について

学位審査課長から、資料9に基づき、聖徳大学短期大学部専攻科介護福祉専攻及び東京都立産業技術高等専門学校専攻科創造工学専攻に対し、平成20年9月に当該校から届出された専攻科に係る学則等の変更内容が、「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」第7条第1項に規定する「専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるとき」に該当すると考えられるため、専攻科の認定の再審査を実施する旨の説明があった。

また、大阪城南女子短期大学専攻科幼児教育専攻に対し、前回8月の学位審査会で了承されたとおり専攻科の認定の再審査を実施する旨の説明があり、ともに機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(9) 防衛大学校総合安全保障研究科後期課程の認定の審査について

学位審査課長から、資料10に基づき、平成20年9月に受け付けた防衛大学校総合安全保障研究科後期課程の認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会として社会科学専門委員会が指定され、当該専門委員会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(10) 職業能力開発総合大学校長期課程の認定の再審査について

学位審査課長から、資料11に基づき、職業能力開発総合大学校長期課程に対し、前回8月の学位審査会です了承されたとおり課程の認定の再審査を実施する旨の説明があり、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(11) その他

① 学位審査課長から、資料12に基づき、専攻の区分「音楽」、「芸術工学」及び「鍼灸学」に係る修得単位の審査の基準の一部改正について説明があり、審議の結果、専攻の区分「音楽」については原案どおり了承された。また、専攻の区分「芸術工学」及び「鍼灸学」については、改正の基本的な方向性については了承され、今後該当の専門委員会・部会において再度検討し、その決定については委員長に一任することが了承された。

② 学位審査課長から、資料13に基づき、平成21年度版「新しい学士への途」の主な改正点について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

③ 後藤管理部長から、資料14に基づき、文部科学省独立行政法人評価委員会が実施した当機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価のうち、学位授与事業に係る結果について報告があった。

以上